



製品事故から子供を守るために

1. 遊ばせるとき



妹が生まれたよ。
もう少し大きくなったら、
このおもちゃをあげようかな。
ボタン電池で動くんだ。

ちょっと待って。
小さい子が使うと、
あぶないんじゃない？



あぶないって？

みお

ボタン電池を飲み込むと、
おなかの中が溶けてしまうんだって。
電池を入れるところのふたが開いて、
電池を飲み込んで、
たいへんなことになった子がいる。



鶏肉で実験したら、
10分後には・・・



痛かったらうねー。
小さい子には
ふたが開けられないように
なってたらよかったのに。



国民生活センター 2024年7月 「子どものボタン電池の誤飲事故に気をつけましょう！」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240731_4.html



今は売っちゃいけないものもあるんだね。

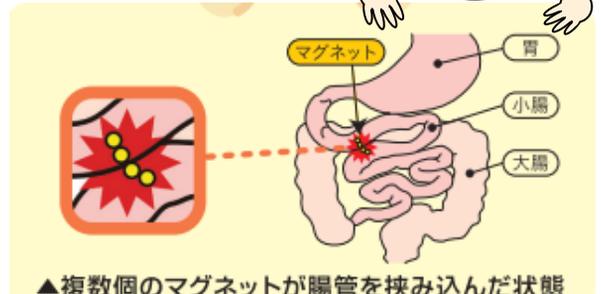
写真のような磁石セットや、水で膨らむボールは、飲み込むと、腸が磁石ではさまれたりする。だから、売っちゃいけないことにしたって。



▲マグネットセットの例

▲水で膨らむボールの例

画像提供: 独立行政法人国民生活センター

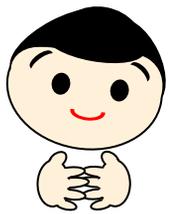


▲複数個のマグネットが腸管を挟み込んだ状態

(イメージ)

経済産業省 2023年5月 「子供の安全のため玩具への新たな規制が導入されます」

<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230516002/20230516002.html>



2024年には法律が改正されて、「子供用特定製品」に指定されたものを作る人や輸入する人は、安全基準を確認して、マークをつけることになったんだね。
マークがついてないと、売っちゃいけなくなるんだって。

3歳未満用のおもちゃが「子供用特定製品」に指定されたよ。
2025年12月25日以降に3歳未満用のおもちゃを作る人や輸入する人は、安全基準を確認してこのマークをつけるように決まったんだ。

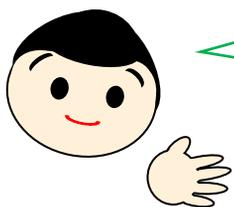


対象年齢や、使うとき注意することも表示される。

経済産業省 2025年2月 「改正製品安全4法による、新たな規制の対象者、対象製品等の具体的な内容について」P11-28に、おもちゃについての説明がある。

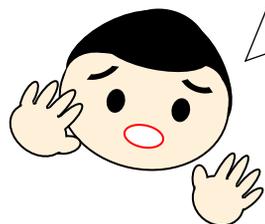
https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/2025Jan_block_setumei.pdf

2. 寝かせるとき



赤ちゃんは、
寝かせるときの安全も大事なんだって。

寝ている赤ちゃんも、事故にあうんだね。
どんな事故があったのかな。



大人用のベッドから落ちて
頭の骨を折った子や、
壁や「ベッドガード」と
ベッドの間に挟まって
窒息した子がいたって。



「ベッドインベッド」の中で寝返りしたら、
「ベッドインベッド」がひっくり返って
その下じきになって
窒息した赤ちゃんも!



「ベッドインベッド」のイメージ図



消費者庁 2020年11月 「0～1歳児のベッドからの転落事故に御注意ください!

一頭部を負傷する事故に加え、窒息事故も報告されており、

ベビーベッドの安全基準が見直されていますー」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_041/assets/consumer_safety_cms204_20201113_01.pdf

日本小児科学会 こどもの生活環境改善委員会 傷害速報 2025年5月1日付

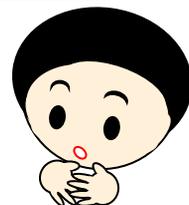
「ベッドインベッドの転覆による窒息」

<https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/injuryalert/0147.pdf>



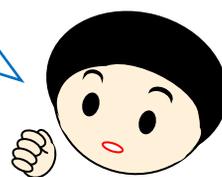
ベビーベッドは、安全基準に合っていることを確認した
マークをつけないと売ってはいけないんだけど、
ベビーベッドは、脚と床板と枠があるものとされていて、
それ以外はマークがなくても「ベッド」と呼んで売られてるんだ。

「ベッドインベッド」は、
ベビーベッドの安全基準に合っていないんだね。



アメリカで、
「ベットインベッド」で寝ていた赤ちゃんが死んじゃって、
使わないように呼びかけられたり、リコールされたりしてる。

アメリカでは、
「授乳クッション」で寝かされた赤ちゃんが窒息したので、
規制を作って次の事故を防ぐようにもしているんだ。



アメリカ 消費者製品安全委員会 (CPSC)

2024年8月15日 5人の乳児の死亡が報告されたとしてベッドインベッドの使用中止を呼びかけ警告

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2024/CPSC-Warns-Consumers-to-Immediately-Stop-Using-Mamibaby-Yoocaa-DHZJM-Cosy-Nation-Hyhuudth-Loungers-Manufactured-by-Ningbo-Tree-Nest-Children-Products-Due-to-Suffocation-Fall-Entrapment-Hazards-Violations-of-Regulations-5>

2025年6月18日 事故が報告されていないベッドインベッドもリコール

<https://www.cpsc.gov/Recalls/2025/TADAKAZU-Baby-Loungers-Recalled-Due-to-Risk-of-Serious-Injury-or-Death-from-Suffocation-Fall-and-Entrapment-Hazards-Violations-of-Federal-Standard-for-Infant-Sleep-Products-Sold-on-Amazon>

授乳クッションについての事業者向けガイド

(死亡事故があり授乳時以外に使ってはならないとの警告表示義務、
赤ちゃんの頭が沈み込んではいけないこと等)

<https://www.cpsc.gov/Business-Manufacturing/Business-Education/Business-Guidance/Nursing-Pillows>



そんな事故にあわないように、うちの妹は安全基準に合っていることを示すマークがついたベビーベッドで寝ているよ。この四角いマークは、資格がある機関が安全基準を確かめた印なんだって。



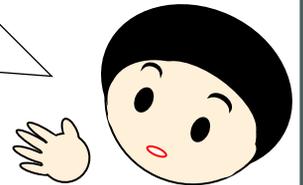
今のマーク

ベビーベッドも、「子供用特定製品」に指定されている。ベビーベッドのマークは、2025年12月25日から2027年12月25日までの間に、新しいマークに変わっていくんだ。マークを確認すると安心だね。



新しいマーク

ベビーベッドは、安全な使い方をすることも大事だよ。ベビーベッドの柵を下げたまま使って、そこから落ちた子もいるんだ。



マークをつけることになっているベビーベッドのほかにも、「ベッドガード」とか、「小型ベビーベッド」とか、赤ちゃんが眠るときに使う、いろんなもので挟まったり落ちたり窒息したりした事故があったんだって。

それで、乳児睡眠用品の新しい民間基準を作るために、専門家の人たちが話し合いを始めたんだ。いい安全基準ができますように。



経済産業省 乳幼児用ベッドを使用する保護者の皆様へ
～安全に使用する上での注意事項～

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/infant_bed.pdf

製品安全協会

2025年7月9日付 「乳幼児睡眠用製品のSG基準検討が始まりました！」

<https://www.sg-mark.org/mailmagazine/192/>

3. インターネットモール



今回の法改正には、
通販サイトであぶない製品が売られていたら、
インターネットモールを運営する会社に
国が出品削除を要請できるようになる規定も
あるんだってね。

インターネット通販のモールを運営する会社には
製品安全について「誓約」しているところもあるよ。



経済産業省 2025年2月

「改正製品安全4法による、新たな規制の対象者、対象製品等の具体的な内容について」
P9に、インターネットモール提供者の責務や、出品削除要請について書いてある。

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/2025Jan_block_setumei.pdf

消費者庁「製品安全誓約(日本国)」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/product_safety_pledge/

もし・・・



たいへんな事故が
おきてしまったら

製品を作る人も、売る人も、
使う人も、そして、
モールを運営する人も、
子供用製品を使う子の家族も、
みんなが、そのことを知って



売り方や、作り方や、
使い方を考えて

みんなで
次の事故がおきないように
したいね。



**悲しい事故が
なくなりますように。**



作成：2025年9月 経済産業省 消費者政策分析官

参考：「製品事故から身を守るために」

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/kids/01.html

「消費者政策研究官等の活動」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/kenkyuukan.html>